

# お知らせ

## まちのデータ

(令和6年(2024年)3月末日現在)

人口 2万5,269人  
 男 1万1,988人  
 女 1万3,281人  
 1万732世帯

交通事故発生件数  
 (3月中、物損含む)  
 有田川町 58件  
 死者0人 負傷0人  
 湯浅警察署調べ

お問い合わせ  
電話番号



吉備庁舎  
 金屋庁舎  
 清水行政局

52-2111

張絡出張所 23-0001  
 出連出張所 22-0351  
 山生郷 22-0254  
 城粟五安水 26-0001  
 下水 52-5356  
 A L E C (ア レ ッ ク) 53-1031  
 道 52-4730

環境センター 52-5384  
 セック急患 52-7855  
 タクソ 52-4882  
 一場所 52-3055  
 収集所 52-5474  
 子育て支援センター { 52-090  
 有田川町少年センター 7966-1697  
 52-8744

### 相談

#### 5月の行政相談

●5月30日(木)  
 ・きび保健福祉センター 13時30分  
 ～16時

問 総務課(吉備庁舎)

### 年金

#### 離婚時の年金分割制度 ご存じですか

「離婚時年金分割制度」とは、離婚をした場合に、2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができ、それぞれの年金とする制度です。いずれの場合も、離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があります。

#### ①合意分割制度

・2人からの請求により、年金を分割できます。

・年金分割の割合は、2人の合意、または裁判手続きによって決定されます。

#### ②3号分割制度

・国民年金第3号被保険者(厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方)であった方からの請

求により、年金を分割できます。

・年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。

・平成20年(2008年)4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。

問 住民課(吉備庁舎)・和歌山西年金事務所 ☎073・447・1660

### 税金

#### 「定額減税説明会」の開催

令和6年(2024年)分の所得に係る定額による所得税額の特別控除(定額減税)について、源泉徴収義務者の方に向けた説明会を開催します。

#### ●日時

・5月10日(金) 10時～11時  
 ・5月29日(水) 14時～15時

#### ●場所

3階会議室(湯浅町湯浅協会 2430番地77)

#### ●定員

30人(先着順・電話予約要)

#### ●主催

湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

問 湯浅税務署 法人課税部門

☎63・5406

#### 「インボイス制度説明会・登録申請手続きの相談会」

昨年10月から導入された消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

#### ●日時

・5月29日(水) 10時～11時  
 ・6月19日(水) 14時～15時

#### ●場所

3階会議室(湯浅町湯浅協会 2430番地77)

#### ●定員

20人(先着順・電話予約要)

#### ●申込先

湯浅税務署 個人課税部門 ☎63・5403(直通)

#### ●主催

湯浅納税協会  
 また、インボイス発行事業者への登録の可否を検討されている方を対象に個別相談のご予約を受け付けています。

※インボイスの制度の仕組みからお知らせになりたい場合は、まずは前記説明会をご利用ください。

※ご予約をされずに来署いただいた場合、対応できない場合がございますので、必ず電話予約いただきますようお願いいたします。

※ご予約をされずに来署いただいた場合、対応できない場合がございますので、必ず電話予約いただきますようお願いいたします。

※ご予約をされずに来署いただいた場合、対応できない場合がございますので、必ず電話予約いただきますようお願いいたします。

※ご予約をされずに来署いただいた場合、対応できない場合がございますので、必ず電話予約いただきますようお願いいたします。

※ご予約をされずに来署いただいた場合、対応できない場合がございますので、必ず電話予約いただきますようお願いいたします。

※ご予約をされずに来署いただいた場合、対応できない場合がございますので、必ず電話予約いただきますようお願いいたします。

※ご予約をされずに来署いただいた場合、対応できない場合がございますので、必ず電話予約いただきますようお願いいたします。

※ご予約をされずに来署いただいた場合、対応できない場合がございますので、必ず電話予約いただきますようお願いいたします。

問 湯浅税務署 個人課税部門

☎63・5403